

具体の取組

1 海岸の整備

高潮や波浪から防御するため、海岸保全施設等の緊急復旧対策を早急に実施するとともに、背後地で行われるまちづくりと連携し、堤防幅を大幅に拡張するなど、防災・減災機能の強化を検討しながら本格復旧を実施します。

【主な事業】

- 公共土木施設災害復旧事業（海岸） 【復旧期】【再生期】
- 海岸改良事業 【復旧期】【再生期】【発展期】
- 海岸調査費 【復旧期】【再生期】【発展期】

2 河川の整備

洪水等による二次災害を防止するため、決壊した河川堤防等の応急復旧を早急に完了させ、本格復旧を実施します。また、地盤沈下等の影響により、洪水被害のリスクが高まった低平地を中心に、総合的な洪水防御対策を実施します。

さらに、まちづくりと連携しながら、防災機能を強化した総合的な浸水対策を実施します。

【主な事業】

- 公共土木施設災害復旧事業（河川，ダム） 【復旧期】【再生期】
- 河川改修事業 【復旧期】【再生期】【発展期】
- 河川改修事業（復興） 【復旧期】【再生期】【発展期】
- 河川総合開発事業（ダム） 【復旧期】【再生期】【発展期】

3 土砂災害対策の推進

被災した砂防，地すべり，急傾斜地崩壊防止施設の応急復旧や被災箇所の二次災害防止の対策を早急に完了させ、本格復旧を実施します。また、大規模地震に起因する新たな土砂災害危険箇所の把握のための基礎調査の実施や土砂災害警戒区域等の指定を推進し、県土全体の土砂災害防止対策を実施するとともに、住民へ土砂災害に対する危険性の意識醸成を図ります。

【主な事業】

- 公共土木施設災害復旧事業（砂防） 【復旧期】
- 砂防激甚災害対策特別緊急事業 【復旧期】
- 砂防事業 【復旧期】【再生期】【発展期】
- 地すべり対策事業 【復旧期】
- 急傾斜地崩壊対策事業 【復旧期】【再生期】【発展期】
- 砂防設備等緊急改築事業 【復旧期】【再生期】
- 情報基盤整備事業 【復旧期】【再生期】【発展期】
- 砂防・急傾斜基礎調査 【復旧期】【再生期】【発展期】

③ 上下水道などのライフラインの復旧

復旧期の下水道においては、機能の停止した流域下水道の3処理場（仙塩、県南、石巻東部）の簡易処理機能を早急に復旧した上で、今回の津波被害や地震への対策等も十分に考慮しながら抜本的な施設復旧を当期内に完了します。また、水道や工業用水道については、供給の早期再開を最優先とした緊急工事を行いながら、正常に機能させるための本格復旧に着手するとともに、甚大な被害を受けた沿岸市町の水道施設の早期復旧を支援します。

再生期、発展期の下水道においては、下水汚泥をエネルギーとして再利用するなど、エネルギー循環型の下水道システムを構築します。また、水道や工業用水道については、被災した受水市町村や受水企業の復興状況を踏まえつつ、管路の耐震化や更新事業を進めるとともに、緊急時のバックアップ体制の整備を推進します。

具体の取組

1 下水道の整備

機能が停止した流域下水道の3処理場（仙塩、県南、石巻東部）における処理機能を早急に復旧します。また、代替処理機能の確保など、抜本的な施設復旧を実施するとともに、下水汚泥をエネルギーとして再利用するなど、エネルギー循環型の下水道システムを構築します。

【主な事業】

- 公共土木施設災害復旧事業（下水） 【復旧期】
- 流域下水道事業 【復旧期】【再生期】【発展期】

2 上水道、工業用水道の整備

応急仮復旧箇所の本復旧を行うとともに、震災被害の検証や危機管理体制の再構築の検討を行い、施設の耐震化や緊急時のバックアップ体制の整備を推進します。

【主な事業】

- 広域水道施設災害復旧事業 【復旧期】
- 工業用水道施設災害復旧事業 【復旧期】
- 水道施設復旧事業 【復旧期】【再生期】
- 広域水道基幹施設等耐震化事業 【再生期】【発展期】
- 工業用水道基幹施設耐震化等事業 【復旧期】【再生期】【発展期】
- 広域水道緊急時バックアップ体制整備事業 【再生期】【発展期】

④ 沿岸市町をはじめとするまちの再構築

復旧期においては、壊滅的な津波被害を受けた沿岸市町において、建築制限区域等に指定された私有地における土地所有権の取扱いや集団移転等に伴う住民の合意形成、さらには地

域コミュニティの確保などに十分留意し、関係市町との連携を図りながら、新制度の導入も視野に入れつつ、それぞれの被災地域に応じた新しいまちづくり事業に着手します。

再生期においては、関係市町との適切な役割分担のもと、新しいまちづくりを促進するとともに関連する公共土木施設をおおむね完成させます。

発展期においては、新生市街地の都市機能の更なる充実を図るとともに、医療福祉政策や環境政策をはじめ、地域固有の観光資源を活用した観光振興など、多様な分野と連携した公共土木施設の整備・利活用策を推進し、県民の暮らしの豊かさを一層向上させます。

具体の取組

1 まちづくりと多様な施策との連携

津波被害を受けた沿岸市町において、住民が震災前よりも確実に安全に暮らすことができるよう防災機能が強化された都市構造への転換を図るとともに、地域産業や地域経済の一層の活性化につなげる新たなまちづくりに取り組むための計画策定支援や防災緑地整備など公共土木施設の事業を推進します。

【主な事業】

- | | |
|----------------------|-----------------|
| ● 公共土木施設災害復旧事業（都市公園） | 【復旧期】 |
| ● 復興まちづくり計画策定支援事業 | 【復旧期】 |
| ● 漁業集落復旧復興計画策定事業（再掲） | 【復旧期】 |
| ● 都市計画街路事業 | 【復旧期】【再生期】【発展期】 |
| ● 都市公園整備事業 | 【再生期】【発展期】 |
| ● 仙台港背後地土地区画整理事業 | 【復旧期】 |
| ● 組合区画整理災害復旧事業 | 【復旧期】 |
| ● 道路改築事業（復興）（再掲） | 【復旧期】【再生期】【発展期】 |
| ● 港湾整備事業（復興）（再掲） | 【再生期】【発展期】 |
| ● 海岸改修事業（復興）（再掲） | 【復旧期】【再生期】 |
| ● 河川改修事業（復興）（再掲） | 【復旧期】【再生期】【発展期】 |

(6) 教育

教育の分野においては、将来の宮城の発展に向け、家庭・地域・学校の協働のもと、未来を担う子どもたちが、夢と志をもって、安心して学べる教育環境を確保するため、以下のとおり「安全・安心な学校教育の確保」、「家庭・地域の教育力の再構築」及び「生涯学習・文化・スポーツ活動の充実」を柱として取組を進めます。

① 安全・安心な学校教育の確保

復旧期においては、震災で被害を受けた学校施設の復旧を急ぐなど教育機会の確保に努めるとともに、経済的に就学困難な児童生徒等に対する奨学資金貸付の拡充等や、通学困難な児童生徒に対する交通手段の確保を図るなど、安心して就学できる環境を整えます。また、スクールカウンセラーなど専門職員の派遣等により、児童生徒等の心のケアにきめ細かく対応するとともに、被災地区の学校を中心に教職員などの人的体制を強化し、生徒指導・進路指導や教育相談の充実に努めます。

さらに、児童生徒には、生命の尊さや自らが社会で果たすべき役割を主体的に考えるよう促すなど、より良く生きる態度を育みます。また、私立学校に対しても、児童生徒が安心して教育を受けられるよう同様の就学環境の整備に向けて支援します。

再生期においては、児童生徒等の心のケアや、教職員などの人的体制の強化に引き続き取り組むとともに、甚大な被害を受けた県立高校について、各地域の復興の方向性などを踏まえ、計画的に校舎の改築等を行います。

さらに、高校が地域の復興の担い手の一つとなるよう、地域との役割分担のもと連携を強化するとともに、復興を支える人づくりに努めます。また、県内企業の復興に合わせ、児童生徒の職場体験やインターンシップの充実を図り、「学ぶことの意義」を実感させながら、本県独自の「志教育」を推進します。

発展期においては、様々な体験・文化活動等の推進を通じて、規範意識の醸成やコミュニケーション能力の育成を図るほか、教育相談の充実や関係機関が連携したネットワークの構築などにより、幼稚園から高等学校までそれぞれの学校教育環境の充実に取り組みます。

さらに、全期間を通じて、今回の震災の経験を生かした防災教育や小・中・高等学校を通じた系統的な「志教育」の充実、児童生徒の確かな学力の定着・向上に努めるなど、郷土の発展を支える人づくりに取り組みます。

具体の取組

1 学校施設の復旧・再建

安全・安心な学校教育を確保するため、震災で被害を受けた学校施設の復旧を急ぐとと

もに、特に甚大な被害を受けた学校施設については仮設校舎等を整備します。また、私立学校に対しても、児童生徒が安心して教育を受けられるよう同様の環境整備に向けて支援します。

さらに、県や市町村の復興の方向性を踏まえながら、計画的に校舎の改築等を進めます。

【主な事業】

- 市町村立学校施設災害復旧事業 【復旧期】【再生期】
- 県立学校施設災害復旧事業 【復旧期】【再生期】
- 県立学校教育設備等災害復旧事業 【復旧期】
- 私立学校施設設備災害復旧支援事業 【復旧期】
- 公立大学法人宮城大学災害復旧事業費補助金事業 【復旧期】

2 被災児童生徒等の就学支援

被災した児童生徒等が安心して就学できる環境を整えるため、児童生徒等に対する学用品等の支給や給食費の援助、奨学資金の貸付等の就学支援を行うほか、通学困難な児童生徒に対する交通手段の確保を図ります。

【主な事業】

- 被災児童生徒就学支援（援助）事業 【復旧期】
- 高等学校等育英奨学資金貸付事業 【復旧期】【再生期】【発展期】
- 私立学校授業料等軽減特別補助事業 【復旧期】
- 県立高校通学手段緊急確保事業 【復旧期】
- 児童生徒通学支援事業 【復旧期】【再生期】【発展期】

3 児童生徒等の心のケア

震災による様々な環境の変化に伴う児童生徒等の心のケアにきめ細かく対応するため、スクールカウンセラーなど専門職員の派遣を行うほか、被災地区の学校を中心に教職員などの人的体制を強化し、生徒指導・進路指導や教育相談・支援体制の充実に努めます。

【主な事業】

- 教育相談充実事業（再掲） 【復旧期】【再生期】【発展期】
- 高等学校スクールカウンセラー活用事業（再掲） 【復旧期】【再生期】【発展期】
- 学校復興支援対策教職員加配事業 【復旧期】【再生期】【発展期】

4 防災教育の充実

児童生徒が、今回の震災の経験を生かし、将来の地震や風水害、火災などの災害に的確かつ主体的に対応できるよう、災害対応能力を高める教育を推進します。

【主な事業】

- 防災教育等推進者研修事業 【復旧期】【再生期】【発展期】

5 「志教育」の推進

児童生徒に、人間の生き方や社会の在り様を改めて見つめ直させた今回の震災の経験は、自らが社会で果たすべき役割を主体的に考えながら、より良い生き方を目指し、その実現に向かって意欲的に物事に取り組む姿勢を育む「志教育」につながるものです。今後、復興を支える人材の育成も視野に入れ、志教育に係る取組を強力に推進します。あわせて、市町村教育委員会や他の関係機関と一層連携を図りながら、児童生徒の学習習慣の定着や学力向上を図る取組を重点的に実施し、自ら考え、行動することができる人づくりを推進します。

【主な事業】

- 志教育支援事業 【復旧期】【再生期】【発展期】
- キャリア教育支援事業 【復旧期】【再生期】【発展期】
- 進路達成支援事業 【復旧期】【再生期】【発展期】
- 幼・保・小連携推進事業 【復旧期】
- 小中学校学力向上推進事業 【復旧期】【再生期】【発展期】
- 高等学校学力向上事業 【復旧期】【再生期】【発展期】

② 家庭・地域の教育力の再構築

復旧期においては、家庭・地域・学校が協働し、それぞれの教育力を発揮しながら、地域全体で子どもを育てる体制を早急に整えます。また、各学校の学校安全等担当教員の人的体制の強化に努めるとともに、震災で家族を失った児童生徒のいる学校にソーシャルワーカーを派遣し、地域と連携して見守る体制を構築するなど、児童生徒が安全で安心して生活できる環境を整備します。

再生期においては、保護者が安心して復興活動に取り組むことができるよう、地域全体で子どもを育てる体制を強化します。また、地域住民・企業・NPO等の参画やジュニア・リーダーの協力を得ながら、地域のボランティア活動などの体験活動の充実に取り組みます。

さらに、子どもの危険回避能力の向上のため、安全・防犯教室等を開催するとともに、学校安全ボランティア（スクールガード）を拡充するなど、地域ぐるみで学校安全の確保に努めます。

発展期においては、家庭教育や子育て、学習機会に関する情報を積極的に提供し、地域で子育てを支援する人材の育成と企業等の子育て環境づくりの支援などを通じて、家庭の教育力の向上を図ります。また、家庭・地域・学校がそれぞれの役割の重要性を認識し、相互に連携し支え合いながら、子どもの成長を社会全体で支えていく仕組みづくりを進め、様々な世代との交流や自然・社会体験活動などを積極的に展開することで、子どもたちの豊かな心・社会性・自ら考え行動する力・国や郷土を愛する心などを涵養し、社会の発展を支える人づくりを推進します。

具体の取組

1 地域全体で子どもを育てる体制の整備

保護者が安心して復興活動に取り組むことができるよう、地域全体で子どもを育てる体制を強化するとともに、地域住民・企業・NPO等の参画やジュニア・リーダーの協力を得ながら、地域のボランティア活動や様々な世代との交流、自然・社会体験活動の充実に取り組みます。また、家庭教育や子育て、学習機会に関する情報を積極的に提供し、地域での子育てを支援する子育てサポーターなどの人材の育成と企業等の子育て環境づくりの支援などを通じて、家庭の教育力の向上を図ります。

【主な事業】

- 協働教育推進総合事業 【復旧期】【再生期】【発展期】
- 家庭教育支援推進事業 【復旧期】【再生期】【発展期】
- 豊かな体験活動推進事業 【復旧期】【再生期】【発展期】
- 放課後子ども教室推進事業 【復旧期】【再生期】

2 地域と連携した学校安全の確保

各地域の学校の実態に即した実効性のある災害対応マニュアルの整備に資するため、災害対応ガイドラインを作成します。また、各学校の学校安全等担当教員の人的体制の強化に努めるとともに、震災で家族を失った児童生徒のいる学校にソーシャルワーカーを派遣し、地域と連携して見守る体制を構築するなど、児童生徒が安全で安心して生活できる環境を整備します。また、子どもの危険回避能力の向上のため、安全・防犯教室等を開催するとともに、学校安全ボランティア（スクールガード）を拡充するなど、地域ぐるみで学校安全の確保に努めます。

【主な事業】

- 学校安全教育推進事業 【復旧期】【再生期】【発展期】
- 登校支援ネットワーク事業 【復旧期】【再生期】【発展期】
- 防災教育等推進者研修事業（再掲） 【復旧期】【再生期】【発展期】

③ 生涯学習・文化・スポーツ活動の充実

復旧期においては、震災で被害を受けた社会教育・体育施設の復旧を急ぎ、今後の住民主体による地域づくりに向けた生涯学習活動などを支援します。また、震災で被害を受けた貴重な文化財の修理・復元や歴史・民俗資料の保全に努めます。

再生期においては、地域住民の自立的なまちづくり活動を促進するとともに、学校施設と社会教育施設間の連携・協力体制の再構築を促し、災害に強い地域のコミュニティセンターとして機能強化を図ります。また、住民主体による自立的復興を目指す生涯学習活動を支援し、県内すべての地域において主体的・自発的に学ぶことができる多様な学習機会の提供に努めます。

発展期においては、県民だれもが、生涯にわたって自分を磨き、豊かで生き甲斐のある生活を送ることができるよう、県民のニーズに対応した学習機会の提供や、その成果を生かす機会を充実させるとともに、地域の教育資源である人材の発掘や、地域づくり活動のリーダーの育成に努めます。また、文化芸術活動の発表や交流の場を提供し、県民の創作・研究等創造的な活動を支援するとともに、郷土の伝統的な文化芸術や文化財を県民共有の財産として、保存と継承、発展を図り、文化芸術のかおり高い地域づくりを強力に推進します。

さらに、地域や年齢・性別、障害の有無等に関わらず、だれもがスポーツに親しめるよう、スポーツ環境の充実強化に努め、いつまでも健康で明るく活力に満ちた生活を送ることができる県民総スポーツ社会の実現を図ります。

具体の取組

1 社会教育・社会体育施設の復旧と生涯学習活動の推進

震災で被害を受けた社会教育施設の復旧を急ぐとともに、社会教育施設を核として、防災教育や地域づくり活動等のリーダー養成、被災時を想定した研修を実施するなど、地域コミュニティづくりに向けた生涯学習活動を促進します。また、社会体育施設の早期復旧を図り、健康で明るく活力に満ちた生活を送ることができるよう、県民が身近にスポーツに触れる機会を創出します。

さらに、今回の震災を後世に伝える環境を整備するため、県図書館において震災に関する図書・雑誌・映像などを収集します。

【主な事業】

- 公立社会教育施設災害復旧事業 【復旧期】
- 私立博物館等災害復旧費補助事業 【復旧期】
- 社会体育施設災害復旧事業 【復旧期】
- みやぎ県民大学推進事業 【復旧期】【再生期】【発展期】
- 協働教育推進総合事業（再掲） 【復旧期】【再生期】【発展期】
- 生涯スポーツ振興事業 【復旧期】【再生期】【発展期】

2 被災文化財の修理・修復と地域文化の振興

文化財の保全・保護に向け、速やかに保存管理のあり方の検討や被災した文化財調査を行い、震災で被害を受けた貴重な文化財の修理・復元や歴史・民俗資料の保全に努めます。また、郷土の伝統的な文化財を県民の財産として、保存、継承し、地域文化の振興を図ります。

さらに、文化施設の早期復旧を図るとともに、将来の地域発展を担う子どもたちの創造性を育み、コミュニティ意識の醸成や個性豊かな地域づくりを支援するため、学校や児童館、公民館など身近な場所における少人数・体験型の文化芸術事業に取り組みます。

【主な事業】

- 県民会館施設整備事業 【復旧期】

- 指定文化財等災害復旧支援事業 【復旧期】【再生期】【発展期】
- 無形民俗文化財再生支援事業（再掲） 【復旧期】【再生期】【発展期】
- みやぎ県民文化創造の祭典開催事業 【復旧期】【再生期】【発展期】

(7) 防災・安全・安心

防災・安全・安心の分野においては、県民生活の安全・安心を守る社会基盤である防災機能や治安体制の回復、充実・強化を図るとともに、災害時の連絡通信手段の確保や大規模な津波への備えを重視した広域防災体制を構築するため、以下のとおり「防災機能の再構築」、「大津波等への備え」、「自助・共助による市民レベルの防災体制の強化」及び「安全・安心な地域社会の構築」を柱として復興に向けた取組を進めます。

① 防災機能の再構築

復旧期においては、被災市町村の行政機能の回復を図り、地域防災の担い手となる消防団や水防団などの再整備を支援するほか、災害対策の拠点となる庁舎、車両及び情報インフラの早期復旧を図ります。特に、災害時における連絡通信を確保するため、衛星通信などの通信手段を組み合わせた災害に強い通信ネットワークを構築します。また、今後の災害に備えた食糧等の備蓄を進めるとともに、津波被害地域においては、応急的な復旧が必要なことから、当面の措置を講じます。これらの復旧整備に当たっては、被災市町村の意向や専門家の意見を踏まえ、関係機関連携のもと、被災市町村のまちづくりの方向性と整合させながら、建設場所の選定や再建整備に向けた必要な支援を行います。

なお、女川原子力発電所周辺地域に対しては、応急的な監視・防災体制を早急に構築するとともに、関係市町などの意向を踏まえ、災害に強い放射能等監視施設及び原子力防災対策拠点施設の再建整備を図ります。また、地震や津波対策など原子力発電所の安全対策について、地元市町と連携しながら国や電気事業者に要請していきます。

さらに、福島第一原子力発電所の事故への対応として、教育、農林水産物及び基幹産業など、県民生活の様々な面で影響が生じていることから、学校等も含めた全市町村での放射線測定を行うほか、農林水産物の放射能検査体制の整備や風評被害を払拭するための取組を行うなど、放射能等監視体制の強化・充実を図ります。また、エネルギー利用のあり方や安全対策、放射能等に関する情報発信体制の確立などについて、国に対し、原子力発電に関する責任を果たすよう、申し入れます。

再生期においては、災害対策の拠点となる施設や災害に強い情報通信基盤等の整備を完了し、防災機能を震災以前の水準以上に回復するとともに、広範囲にわたる大規模災害に迅速かつ効果的に対応するため、消防資機材の共有化や消防本部間の連携強化を促進するほか、市町村における消防組織の統合を含めた広域的な消防力の再構築の取組を支援します。また、自衛隊をはじめとする国の機関や他都道府県との連携による効果的な災害対策活動の確立や公立学校の地域防災拠点機能の強化を図り、官民が連携して取り組む効率的な避難所運営の仕組みを構築するとともに、関係機関の協力を得ながら災害時の医療体制の確保や災害時要援護者への的確な支援方法の確立に努めるほか、非常事態を想定した原子力防災訓練の実施や、福島第一原子力発電所からの放射性物質の拡散に備えた対応に取り組みます。